

ケアハウス「やよいの里」運営規程

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護)

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会が運営する、軽費老人ホーム ケアハウス「やよいの里」(以下「施設」という)の適正且つ円滑な運営を図るため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の入所介護員その他従業者が、要介護状態及び要支援状態(以下「要介護状態等」という)にある入居者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 この事業は、要介護状態及び要支援状態にある入居者に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等になった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように援助する。

2 前項実現のため、次の諸点に配慮する。

- (1) 入所者(以下「利用者」という)の人間性、主体性を尊重し、公平、公正な処遇に努める。
- (2) 利用者の心身の状態を十分に把握し、これに対応したきめ細やかな施設サービス計画により日常生活機能の改善に努めるものとする。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気の醸成に努め、地域や家庭との結びつきを重視する。

3 施設の運営にあたっては、関係行政機関、支援事業者、その他の福祉サービスとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアハウス やよいの里
- (2) 所在地 岡山市北区国体町3番12号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤兼務)
施設の業務を統括し、従業者の指揮監督をする。
- (2) 生活相談員 1人 (常勤兼務)
利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 看護職員 1人以上 (常勤)
利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (4) 介護職員 8人以上 (常勤)

入所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介護を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1人 (常勤・看護職員との兼務)

利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

- (6) 計画作成担当者 1人 (常勤兼務)

利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じて日常生活を送る上で必要な介護サービス計画を作成する。

- (7) 事務員 1人

庶務及び会計事務を行う。

- 2 運営、管理上必要があると認められるときは、定員外の職員を置くことができる。

(利用定員等)

第5条 施設の利用定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) 定員67名とする。
- (2) 居室は58室とする。

(施設サービス等)

第6条 入居者介護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の状況等を踏まえ、機能訓練その他必要な施設サービスを提供する。
- (2) サービスの提供にあたっては、重要事項を記した文書を交付、説明し、利用者とその家族の同意を得るものとする。
- (3) 正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用契約)

第7条 利用者の心身の状況により特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供するにあたり、重要事項説明書に基づき内容に関する説明を行ったうえで、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料等)

第8条 利用料等の額は別紙「利用料一覧表」のとおりとする。

- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者が希望したものを施設が提供する場合、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、同意を得るものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

- 第9条 災害その他、やむを得ない事業がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させない。
- 2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。
 - 3 感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講ずる。
 - 4 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な

事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

- 5 介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。
- 6 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

(利用者の守るべき事項)

第10条 利用者な次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意し、喫煙は所定の場合以外ではしないこと。
- (2) 建物、備品、その他の器具を破損または、持出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論または泥酔、暴行等により他人に迷惑を掛けないこと。
- (4) 破廉恥な行為及び公の秩序を乱す行為をしないこと。
- (5) その他、この規程および職員の指示に反する行為をしないこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、利用者の病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第12条 施設は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的実施。
 - (4) 事故の発生又はその再発を防止するための責任者の選定。
- 2 施設は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(非常災害対策)

第13条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体拘束の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第14条 施設は、利用者の処遇にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動

を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 15 条 施設は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待の発生・再発を防止するための委員会の設置
- (3) 指針の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、介護保険施設サービスの提供にあたり、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第 16 条 施設は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関等の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（秘密保持）

第 17 条 施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない、又その必要な措置を講ずるものとする。

（衛生管理等）

第 18 条 施設は、従業者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めるものとする。

また、深夜勤務に就く者は年 2 回以上の健康診断を実施するものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（苦情処理）

第 19 条 施設は、提供した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導に従って必要な改善を行うものとする。

（協力病院）

第 20 条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくものとする。

（職員の研修）

第 21 条 施設は、従業者の質的向上を図るため、職務遂行に必要な事項につき、外部で開催される研修にも積極的に参加させるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 23 条 その他運営に関し以下の事項に留意する。

- (1) 事業所の会計はその他の事業の会計は区別する。
- (2) 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。又特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- (3) 事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制、その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示する。
- (4) 全室介護居室であるため介護居室へ移る場合の条件及び手続きは発生しない。

第 24 条

この規程に定めるもののほか、施設の管理上必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

- 一部変更 平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部変更 平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部変更 平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部変更 平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
- 一部変更 平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部変更 平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部変更 平成 30 年 8 月 1 日より施行する。
- 一部変更 平成 30 年 10 月 1 日より施行する。
- 一部変更 令和 元年 10 月 1 日より施行する。
- 一部変更 令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部変更 令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
- 一部変更 令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部変更 令和 6 年 6 月 1 日より施行する。
- 一部変更 令和 7 年 10 月 1 日より施行する。